議案第１６４号

上越市高田まちかど交流館（旧第四銀行高田支店）条例の一部改正について

上越市高田まちかど交流館（旧第四銀行高田支店）条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市高田まちかど交流館（旧第四銀行高田支店）条例の一部を改正する条例

上越市高田まちかど交流館（旧第四銀行高田支店）条例（平成３０年上越市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表⑴の表ホールの項中「３２０円」を「３９０円」に改め、同表⑵の表ポータブルステージの項中「２００円」を「２１０円」に改め、同表⑵の表音響設備の項中「２２０円」を「２３０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。